

## 大分県迷惑防止条例の一部改正について

|                  | 規制行為                                    |   | 規制場所  |  | 罰則の強化<br>(条例第11条)   |
|------------------|---|---|---|--|---|
|                  | 現行                                      | 改正(追加)  | 現行  | 改正(拡大)   |   |
| 卑わいな行為<br>(第3条)  | 衣服等で覆われている人の下着や身体の<br>・のぞき見<br>・撮影      | 下着等の撮影目的で<br>・写真機等を下着等に向けた行為<br>・設置する行為   | 公共の場所又は公共の乗物<br>(例)路上、公園、広場、開店中のスーパーやデパート、路線バス等                 | 不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物<br>(例)事務所、学校、塾、集会場、貸切バス、タクシー等                        |   |
|                  | 衣服等で覆われている人の下着や身体の<br>・透かし見<br>・透かし撮影   |   |   |  |   |
|                  | 公衆浴場等での全裸又は半裸等の人の姿態の<br>・のぞき見<br>・撮影    | 浴場等での全裸又は半裸等の人の姿態の撮影目的で<br>・写真機等をその状態の人に向けた行為<br>・設置する行為  | 公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいる場所<br>(例)公衆浴場、公衆便所、海水浴場の更衣室、スーパーの来客用の便所等 | 人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所<br>(例)住居及び会社や学校、会員制スポーツクラブの便所・更衣室、貸切風呂、病院の診察室等 |   |
| 嫌がらせ行為<br>(第10条) | つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居等の付近での見張り、住居等への押し掛け | 住居等の付近をみだりにうろつく行為を対象に追加   |   |  | 第10条違反に対して<br>【現行】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金<br>↓<br>【改正後】常習者に対しては1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
|                  | 無言電話、拒まれたにもかかわらず、連続電話・ファックス、電子メールを送信    | ・SNS(LINE、Facebook等)を用いたメッセージ送信等を対象に追加<br>・ブログ、SNS等の個人のページにコメント等送信を対象に追加<br>・電子メールの送信等に不安方法の限定を追加 |   |  |   |
|                  | 性的羞恥心を害する文書、画像、その他の物を送付                 | 電磁的記録やこれに係る記録媒体を送付する場合も対象となることを明記   |   |  |   |

※撮影～画像や映像をネガや記録媒体等に記録すること。

したがって、下着等の盗撮目的で写真機等をスカート下等から下着等に向けても画像が記録されていない限り条例でいう「撮影」には当たらない。

※不安方法～身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法